ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十六号

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令

内閣は、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。

財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十七号

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行令

内閣は、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（以下「法」という。）第十一条ただし書の政令で定める場合は、法第二条第三項に規定する共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして法第二十三条に規定する行政庁の許可を受けた場合とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十七　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）

内閣総理大臣　菅　**直**人
文部科学大臣　髙木　義明

府　令

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第七号中「金融商品取引法施行令」を「法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び金融商品取引法施行令」に改める。

第十条第一項第二十一号及び第二十二号中「第十六条第一項第七号」を「第十六条第一項第一号の二イ(3)及び第七号」に改め、同項第二十三号ハ中「以下この号及び第二十三条第七号」を「第二十三条第六号」に改める。

第十六条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為（外国市場デリバティブ取引（法第二十八条第八項第五号に掲げる取引を除く。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において外国市場デリバティブ取引等（外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を業として行う者が行うものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの

(1)　政府又は日本銀行

(2)　金融商品取引業者及び金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九条各号に掲げる金融機関をいう。(3)において同じ。）のうち、外国市場デリバティブ取引等を業として行う者

(3)　金融機関、信託会社又は外国信託会社（これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において外国市場デリバティブ取引を行う場合に限る。）

(4)　金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者（当該者が投資運用業に係る行為を行う場合に限る。）

ロ　外国市場デリバティブ取引等についての勧誘をすることなく、外国から行う次に掲げる行為（イに該当するものを除く。）

(1)　国内にある者（令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。(2)において同じ。）の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

(2)　外国市場デリバティブ取引等を業として行う金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う法第二条第八項第二号に掲げる行為

第十六条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　法第二条第八項第十四号に掲げる行為のうち、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業（同号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行う者が、外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うもの

第十六条第一項第十号ハ中「（平成十九年内閣府令第五十二号）」を削る。